

子どもの権利 しおり 副読本

「子どもの権利」に理解を深め、学ぶことに活用することができる情報をまとめた副読本です。主に自主学習や民児協の定例会等での活用を想定して整理しました。

お伝えすること

1. おさらい 復習 ～子どもの権利を守ろう

- (1) 子どもの権利条約
- (2) 子どもへの虐待
- (3) 子どもを犯罪から守る



2. もっと知ろう、もっと学ぼう ～学習・啓発素材

3. 誰に相談すればいい？ ～子どもの権利に関する相談窓口



不安や困りごとがある子ども・保護者へのアプローチや地域の子どもを見守る関係者との情報共有の素材とするなど、日々の民生委員・児童委員活動にもお役立てください。

令和2年12月24日
一部改訂 令和3年2月2日
全国民生委員児童委員連合会

1. ^{おさらい}復習 ～ 子どもの権利を守ろう

(1) 子どもの権利条約

子どもの権利条約とは、「児童の権利に関する条約」のことで、子どもの基本的人権を保障するための条約です。18歳未満の児童（子ども）は権利を持つ主体であり、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。1989（平成元）年の第44回国連総会において採択され1990（平成2）年に発効。日本は1994（平成6）年に批准しました。

ポイント

子どもの権利条約 全54条からなる条約。子どもの権利は大きく分けて4つ。

生きる権利

すべての子どもの命が尊重され、生きていく権利があります。



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりして社会に参加する権利があります。



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られなければなりません。



育つ権利

医療や教育を受け、子どもがもつ能力を存分に活かして成長する権利があります。



子どもの権利条約が浸透した社会をめざしましょう

子どもの権利条約を広めるための、ポスターやカードブックがあります。



もっと知りたい方は

[公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」](#)



(2) 子どもへの虐待

子どもへの虐待（児童虐待）は、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待の4つに分類されます。虐待は子どもの心身の成長や人格形成、その後の人生に重大な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもの成長を地域ぐるみで見守る環境をつくりましょう。



ポイント

子どもへの虐待は大きく4種類に分けられます



身体的虐待…殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶるなど

心理的虐待…言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱いなど

ネグレクト…家に閉じ込めておく、食事を与えないなど

性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

しつけと体罰の違いって？

2020（令和2）年4月に施行された児童福祉法等の改正法で、しつけと称した体罰が禁止されました。たとえしつけのためだと親が思っても、心身に何らかの苦痛を引き起こし、不快感を意図的にもたらす行為（罰）は、どんなに軽いものでも体罰です。

このようなものは体罰とみなされます！！

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかったなど



厚生労働省は、「体罰等によらない子育てを広げよう！」を作成しました。



児童虐待を見つけたら^{いちはやく}189へご連絡を！

「189（いちはやく）」児童相談所虐待対応ダイヤル。

通話料無料、匿名での通報が可能です。

もっと詳しく知りたい方は

[厚生労働省「児童虐待防止対策」](#)



(3) 子どもを犯罪から守る

子どもを犯罪から守るには、地域での見守りや防犯教育が大切です。地域住民が力を合わせ、子どもを犯罪から守る環境をつくりましょう。

ポイント

子どもが被害にあう事件件数は減っている？

過去 10 年間、「少年が主たる被害者」となる刑法犯の総数は減少傾向にありますが、未就学児被害は近年増加傾向です。

総数	平成 22 年 260,759 件 → 令和元年 93,795 件
未就学児	平成 22 年 472 件 → 令和元年 762 件

(警察庁生活安全局少年課「令和元年中における少年の補導及び保護の概況」)



子どもが巻き込まれる犯罪はさまざまな場所で起きています

路上…知らない人から声を掛けられる、車への連れ込み、路地や死角での恐喝など

公園…樹木の影やトイレへの連れ込みなど

玄関…鍵を開けた瞬間に押し込まれる、宅配業者を装い中へ入るなど

駐車場…駐車している車に突然連れ込まれるなど

エレベーター…エレベーター内で突然体を触られるなど

階段・踊り場…物陰へ連れていかれるなど



子どもや若年層を性被害から守る



子どもの性被害とは児童買春、児童ポルノの製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為や、児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違法行為をいい、「児童の性的搾取」とも呼ばれています。

警察庁は、子どもの性被害に関する取り組みや広報啓発資料を紹介するホームページ「なくそう、子どもの性被害」を開設しました。

子どもの性被害を防止するための広報啓発資料をダウンロードすることができます。

[警察庁「なくそう、子どもの性被害」](#)



2. もっと知ろう、もっと学ぼう ～学習・啓発素材

子どもの権利についてもっと学びたい方に、学習素材をいくつかご紹介します。



公的機関が提供している情報やホームページはこちら！



② [「人権教育」](#)



① [「児童の権利条約」](#)



③ [「子ども・子育て支援」関連情報](#)



④ [「子どもの人権を守りましょう」](#)



⑤ [「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」](#)



⑥ [「広報啓発 DVD（赤ちゃんが泣きやまない ～泣きへの対処と理解のために～）」](#)

⑦ 政府インターネットテレビ

「家族で！地域で！みんなで守ろう！子供の安全！

～犯罪などの実態を知って自分を守る力を身につけよう～」

[要約版](#)



[本編](#)



民間団体等の取り組みを知りたい方はこちら！

[一般社団法人 日本子ども虐待防止学会](#)



[認定 NPO 法人 児童虐待防止全国ネットワーク](#)
[「オレンジリボン運動」](#)

全国民生委員児童委員連合会の情報はこちら！

全民児連は、地域の子ども・子育て家庭を見守る民生委員・児童委員、民児協活動の支援に取り組んできました。2019年には、子育て中の家庭や地域住民に向けた呼びかけ文「子どもの笑顔は地域の宝」～まちぐるみで見守り支えましょう」を作成しました。ぜひご活用ください。

呼びかけ文「子どもの笑顔は地域の宝」～まちぐるみで見守り支えましょう」(PDF)

※呼びかけ文は2種類のデザイン（内容は同一）があり、どちらも民児協の連絡先等、任意に加工をしていただけます。詳しくはホームページをご覧ください。



[全国民生委員児童委員連合会ホームページ](#)

3. 誰に相談すればいい？ ～子どもの権利に関する相談窓口



① [児童相談所虐待対応ダイヤル](#) ^{いちはやく}189（通話料無料）

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「189」へかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



② [児童相談所相談専用ダイヤル](#) ^{なやみ いちはやく}0570-783-189



児童相談所に、子どもや子育てに関するさまざまな相談をできる窓口です。

③ [子どもの人権110番](#)（法務省）フリーダイヤル 0120-007-110

学校でいじめを受けて学校に行きたくない、親から虐待を受けているなどの悩みを抱える子ども自身が電話相談できる窓口です。

[そのほか人権について困りごとがある方はこちらへ](#)



④ [24時間子供 SOS ダイヤル](#) ^{なやみおう}0120-0-78310



いじめなどに悩む子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応しています。

⑤ [都道府県警察の少年相談窓口](#)（警察庁）



子どものことで悩みを抱えている家族、いじめ、犯罪等の被害に遭い悩んでいる子どものために、各都道府県に設置されている少年相談窓口を紹介しています。

⑥ 性犯罪・性暴力相談ダイヤル

[性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター](#)

（内閣府）

はやくワンストップ
#8891



[性犯罪被害相談電話](#)（警察庁）

ハートさん
#8103

⑦ [子どもの虐待ホットライン](#)（認定 NPO 法人 児童虐待防止協会） [06-6646-0088](#)

受付：月～金 午前 11 時～午後 4 時

（土日祝日・年末年始・8 月 13 日～15 日は休み）

子どもの虐待や、子育てや、親子関係について悩みを話したい人や助けや情報が必要な人たちのための電話相談窓口です。



⑧ [子ども家庭相談室](#)（公益社団法人 子ども情報研究センター）



子ども専用 [0120-928-704](#)

大人専用 [06-4394-8754](#) 受付：月・火・木 10 時～20 時

子どもの権利侵害に関わる事案について、子ども、友だち、保護者、教職員、福祉職員、近隣住民等、誰でも相談できる電話窓口です。

⑨ [法テラス](#)（日本司法支援センター）法的トラブル解決のための「総合案内所」

DV、ストーカー、児童虐待被害を受けているおそれのある方のための法律相談を実施しています。外国語話者の方のための多言語による情報提供（10 言語）も実施しています。



⑩ [「まもろうよ ころも」](#)（厚生労働省）

悩みや不安を抱える人のために、さまざまな相談窓口を紹介しています。



⑪ [子どもの貧困対策センター 公益財団法人あすのば](#)

子どもたちと明日をつくる。子どもの貧困は他人事じゃない。



⑫ [NPO 法人 BOND Project](#)



10代20代の生きづらさを抱える女の子のための女性による支援。

⑬ [NPO 法人 ぱっぷす](#)

性的搾取や性暴力の悩み、被害を断ち切るための相談窓口。



⑭ [一般社団法人 よりそいホットライン](#)



暮らしの困りごとや悩み、どんなことも、どんな人にも。

⑮ [一般社団法人 日本ケアラー連盟](#)

支える人を支えるために。



-MEMO- わたしのまちの SOS 連絡先

令和2年12月24日

一部改訂 令和3年2月2日

全国民生委員児童委員連合会 児童委員活動推進部会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

全国社会福祉協議会 民生部 内 TEL 03-3581-6747